2　施行期日等

⑴　この政令は、公布の日から施行すること。（附則第一項関係）

⑵　この政令による改正後の第二十四条の二の規定は、令和七年度以後の年度分の法第六十七条第一項の規定により都道府県が負担する額及び法第六十八条第二項の規定により国の負担する額の算定に係る法第六十六条の三第一項に規定する拠出金充当額について適用すること。（附則第二項関係）

◇学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行期日を定める政令（政令第四百三十九号）（こども家庭庁）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）の施行期日は、令和八年十二月二十五日とする。

◇学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（政令第四百四十号）（こども家庭庁）

1　民間教育事業に係る従事者の人数の要件

民間教育事業の要件のうち技芸又は知識の教授を行う者の人数は、三人以上とする。（第一条関係）

2　特定性犯罪に該当する条例で定める罪及び経過措置

⑴　特定性犯罪のうち都道府県の条例で定める罪は、各都道府県のいわゆる迷惑行為防止条例及び青少年健全育成条例で定める罪とし、内閣総理大臣は、これらの条例の規定のうち、当該罪を定めるものを公示するもの等とする。（第二条関係）

⑵　学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「法」という。）の施行前に条例で定められていた同様の罪についても特定性犯罪とみなすもの等とする。（附則第二項及び第三項関係）

3　やむを得ない事情がある場合の犯罪事実確認の期限

やむを得ない事情により、学校設置者等及び認定事業者等が従事者についてその業務の開始までに犯罪事実確認を行ういとまがない場合における犯罪事実確認の期限は、三月（大規模な災害が発生した場合その他の犯罪事実確認が完了するまでに三月を超える期間を要することが見込まれる場合として内閣府令で定める場合にあっては、六月）とする。（第三条及び第五条関係）

4　施行時現職者及び認定時現職者の犯罪事実確認の期限

犯罪事実確認を行わなければならない期限は、施行時現職者については施行日から起算して三年、認定時現職者については認定等の日から起算して一年とする。（第四条及び第六条関係）

5　手数料の額

内閣総理大臣の認定等を受けようとする者が納付しなければならない手数料の額は、三万千五百円（電子申請を行う場合にあっては、三万円）とする。（第七条関係）

6　権限の委任

法に規定する内閣総理大臣の権限のうちこども家庭庁長官に委任しないものは、内閣府令の制定又は改廃に係る関係大臣への協議の権限とする。（第八条関係）

7　施行期日

この政令は、法の施行の日（令和八年十二月二十五日）から施行する。（附則第一項関係）

◇社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令（政令第四百四十一号）（厚生労働省）

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号。以下「令和七年改正法」という。）附則第一条第一項第九号に掲げる規定（令和七年改正法第十五条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第三項の表及び第三十八条第三項の表の改正規定並びに令和七年改正法第二十九条中確定拠出年金法第八条第一項、第五十四条の二第一項、第六十二条、第六十四条、第六十九条、第七十条第二項、第七十一条及び第七十四条の二第一項の改正規定並びに令和七年改正法附則第三十三条の規定に限る。）の施行期日は、令和八年十二月一日とする。

◇国民年金基金令等の一部を改正する政令（政令第四百四十二号）（厚生労働省）

第１　国民年金基金令の一部改正

1　国民年金基金の掛金の額の上限を一月につき六万八千円から七万五千円に改める。（第三十四条関係）

2　その他所要の改正を行う。

第２　確定拠出年金法施行令の一部改正

1　確定拠出年金法第二十条に規定する政令で定める額の改正（第十一条関係）

⑴　企業型年金加入者であって、他制度加入者以外のものの企業型各月限度額を五万五千円から六万二千円に改める。

⑵　企業型年金加入者であって、他制度加入者であるものの企業型各月限度額を五万五千円から六万二千円に改める。

2　第五号加入者の個人型年金加入者掛金の拠出の方法を個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間につき、個人型掛金拠出単位期間を一月ごとに区分した期間ごとに拠出する方法とする。（第三十五条関係）

3　確定拠出年金法第六十九条に規定する政令で定める額の改正（第三十六条関係）

⑴　第一号加入者及び第四号加入者の個人型各月限度額を六万八千円から七万五千円に改める。

⑵　第二号加入者であって、⑶及び⑷に該当しないものの個人型各月限度額を二万三千円から六万二千円に改める。

⑶　第二号加入者であって、企業型年金加入者又は他制度加入者であるものの個人型各月限度額を二万円から六万二千円に改める。

⑷　第二号加入者であって、第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者であるものの個人型各月限度額を二万円から六万二千円に改める。

⑸　第五号加入者の個人型各月限度額を六万二千円とする。

4　その他所要の改正を行う。

第３　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正

企業型年金加入者であって、存続厚生年金基金の加入員であるものの企業型各月限度額を五万五千円から六万二千円に改める。（第三条関係）

第４　施行期日等

1　この政令は、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（以下「令和七年改正法」という。）附則第一条第一項第九号に掲げる規定（令和七年改正法第十五条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第三項の表及び第三十八条第三項の表の改正規定並びに令和七年改正法第二十九条中確定拠出年金法第八条第一項、第五十四条の二第一項、第六十二条、第六十四条、第六十九条、第七十条第二項、第七十一条及び第七十四条の二第一項の改正規定並びに令和七年改正法附則第三十三条の規定に限る。）の施行の日（令和八年十二月一日）から施行する。（附則第一項関係）

2　この政令の施行の日前の国民年金法第百三十四条第二項の年金の額の計算の基礎となる各月に係る同条第一項の掛金の額の上限については、第一条の規定による改正後の国民年金基金令第三十四条及び第三十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。（附則第二項関係）

◇防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第四百四十三号）（防衛省）

1　一般職の国家公務員の例に準じた諸手当の改定

⑴　本府省業務調整手当の支給月額を改めるほか、新たに支給対象となる業務を定めるとともに、その支給月額を定める。（第八条の四及び別表第四の二関係）

⑵　特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の支給月額の算定に係る規定を改めるとともに、新規採用職員に対して特地勤務手当に準ずる手当を支給することができるよう規定を改める。（第十条及び第十条の二関係）

⑶　俸給の特別調整額を改める。（別表第四関係）

2　施行期日等

⑴　この政令は、公布の日から施行し、令和七年四月一日から適用する。（附則第一条関係）

⑵　特地勤務手当に準ずる手当に関し必要な経過措置を定める。（附則第二条関係）

⑶　関係政令の規定の整備を行う。（附則第三条及び第四条関係）